

I 訪問型サービス

サービスの種別	現行の訪問介護相当		多様なサービス					
	①訪問介護		②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)		③訪問型サービスB (住民主体による支援)		④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (付添支援)
サービスの内容	訪問介護員による身体介護、生活援助		生活援助		住民主体の自主活動として行う生活援助等		保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースでサービスの利用継続が必要なケース ○下記のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ※サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース			
実施方法	みなし事業所指定		事業所指定		委託(補助)		直接実施	
基準	人員	・管理者……常勤・専従1以上(支障がない場合、他の職歴、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能) ・訪問介護員等…常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者…常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(一部非常勤職員可能) 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】	・管理者……専従1以上(支障がない場合、他の職歴、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能) ・従事者……必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は研修受講者】 ・訪問事業責任者……従事者のうち必要数 【資格要件：従事者に同じ】		・従事者……必要数 【町が指定する研修受講者】			
	設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備、備品	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備、備品		・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備、備品		地域包括支援センター 職員(保健師)にて対応	通院・買物の付添 訪問型サービスBに準じる
報酬及び利用者負担額	*国が示す報酬単価を準用(加算同様) ・週1回程度利用 11,680円/月 ・週2回程度利用 23,350円/月 ・週2回程度を超える利用 37,040円/月 ●負担割合は1割 or 規程所得者2割		*町独自の単価 ・2,200円/時間(30~60分) (本人や家族状態等を的確に把握した上での自立やQOL向上目的で支援を行う) 加算：初回あり220円/回 初回なし190円/回 ●負担割合は1割		*運営費の補助等を行い、利用者負担が②訪問型サービスAよりも低くなることを想定 *町独自の目安単価 1,000円/時間 (生活状況の把握を兼ねた生活援助) ●負担割合は1割		シルバー人材センター委託 1,068円/時間	はつらつボイジャー委託 1,000円/時間

5事業所指定

シルバー人材センター委託
1,068円/時間

はつらつボイジャー委託
1,000円/時間

II 通所型サービス

サービスの種別	現行の通所介護相当		多様なサービス				
	①通所介護		②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)		③通所型サービスB (住民主体による支援)		④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービスの内容	通所介護員と同様のサービス生活機能の向上のための機能訓練		ミニデイサービス・運動・レクリエーション 等		体操、運動等の活動など、自主的な通いの場		生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースでサービスの利用継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら多様なサービスの利用を促進		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ※サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供		・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3~6ヶ月の短期間で行う		
実施方法	みなし事業所指定		事業所指定		委託(補助)		委託
基準	人員	・管理者……常勤・専従1以上(支障がない場合、他の職歴、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能) ・生活指導員…専従1以上 ・介護職員……15人以下 専従1以上 15人以上 利用者1人に専従0.2以上 ・機能訓練指導員…1以上	・管理者……専従1以上(支障がない場合、他の職歴、同一敷地内の他事業所等の職務従事可能) ・従事者……15人以下 専従1以上 15人以上 利用者1人に必要数		・従事者……10人に1以上 【町が指定する研修受講者】		事業により『仕様書』にて示す人員 ・理学療法士 ・介護予防運動指導員 ・看護師 ・管理栄養士
	設備	・食堂、機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他設備、備品	・サービス提供に必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・必要な設備、備品		・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備、備品		・サービス提供に必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・必要な設備、備品
運営	・個別サービス計画の作成 ・提供拒否の禁止 ・秘密保持等 ・廃止、休止の届出と便宜の提供 等 《現行の基準と同様》	・必要に応じ個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持、健康状態管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供		・従事者の清潔の保持、健康状態管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の連絡		・必要に応じ個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持、健康状態管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供	
報酬及び利用者負担額	*国が示す報酬単価を準用(加算同様) ・週1回程度利用 16,470円/月 ・週2回程度利用 33,770円/月 ●負担割合は1割 or 規程所得者2割		*町独自の単価 ・3,100円/回(4~6時間送迎あり・入浴なし) 実績払いでなく計画払い 加算：140円/回 ●負担割合は1割		*運営費の補助等を行い、利用者負担が②通所型サービスAよりも低くなることを想定 *町独自の目安単価 1,000円/回 ●負担割合は1割		*町独自の目安単価(2時間送迎あり) 理学療法士による 4,400円/回 介護予防運動指導員による 3,100円/回 ●負担割合は1割

13事業所指定

はつらつボイジャー委託
2,000円/回

御代田中央記念病院委託 4,200円/回
みよた整骨院委託 4,100円/回
ニチイケアーみよた委託 3,300円/回